

議会規則第2号関係

大府市議会傍聴規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 一般席は、固定席及び<u>車椅子席</u>に区分する。</p> <p>3 略</p> <p>(傍聴券等の交付)</p> <p>第3条 <u>会議</u>を傍聴しようとする者は、受付において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を<u>受けなければならない</u>。</p> <p>2・3 略</p> <p>(傍聴券の返還)</p> <p>第4条 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない</u>。</p> <p>(傍聴人の制限)</p> <p>第5条 一般傍聴人の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車椅子席</u> 2人</p> <p>2 <u>一般傍聴人が前項各号に掲げる定員に達したときは、議長は傍聴券の交付を受けた者であってもその入場を制限することができる</u>。</p> <p>(議場への入場の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、議場に<u>入ることができない</u>。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>刃物</u>その他危険なものを持っている者</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p> <p>2 <u>小学生以下の児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない</u>。</p>	<p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 一般席は、固定席及び<u>車いす席</u>に区分する。</p> <p>3 略</p> <p>(傍聴券等の交付)</p> <p>第3条 <u>議会の議事</u>を傍聴しようとする者は、受付において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を<u>受け、係員の指示に従って静粛に傍聴しなければならない</u>。</p> <p>2・3 略</p> <p>(傍聴券の返還)</p> <p>第4条 <u>傍聴券は、退出の際返還しなければならない</u>。</p> <p>(傍聴人の制限)</p> <p>第5条 一般傍聴人の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車いす席</u> 2人</p> <p>2 <u>傍聴人が前項の定員に達したときは、議長は以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる</u>。</p> <p>3 <u>傍聴を禁止した会議には、入場を許さない</u>。</p> <p>(議場への入場の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、議場に<u>入ることはできない</u>。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器</u>その他危険なものを持っている者</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者</u></p> <p>2 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない</u>。</p>

新	旧
<p><u>3 犬、猫、鳥その他動物の類を携行している者は、傍聴席に入ることができない。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない。</u></p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>（1） 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>（2） 静粛を旨とし、騒ぎ立てないこと。</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 帽子、コート及びマフラーの類を着用しないこと。ただし、傷病、身体の障がいその他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（5）～（7） 略</p> <p>（8） 携帯電話等の音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じること。</p> <p>（9） 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）</p> <p>第9条 略</p> <p>（携帯電話、パーソナルコンピュータ等の使用の禁止）</p> <p>第10条 傍聴人は、傍聴席において携帯電話又はパーソナルコンピュータの類を使用してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（傍聴人の退場）</p> <p>第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>（合理的な配慮を必要とする者への対応）</p> <p>第12条 議長は、会議を傍聴しようとする者であって、傷病、身体の障がいその他の理由により合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。</p> <p><u>2 傍聴人は、議長から前項の対応のために協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>（係員の指示）</p> <p>第13条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。</p> <p>（違反に対する措置）</p> <p>第14条 略</p>	<p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>（1） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>（2） 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと、ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（5）～（7） 略</p> <p>（8） 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>（9） その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）</p> <p>第9条 略</p> <p>（係員の指示）</p> <p>第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>（違反に対する措置）</p> <p>第11条 略</p>